

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターオーダーメイド型技術者育成事業実施規則

(目的)

第1条 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターオーダーメイド型技術者育成事業は、県内企業の技術者、研究者及び新たに事業開拓を行おうとする技術者等を地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）に受入れ、企業現場の技術課題解決手法の技術的研修を行うことにより企業等の人材育成を支援し、県内中小企業の技術力を向上させることを目的とする。

(研修コース)

第2条 オーダーメイド型技術者育成事業は、次に掲げる研修を実施するものとする。

- (1) 課題解決手法習得コース 研修参加者が設定する技術課題を解決するための手法を習得する
- (2) AI・IoT・ロボット技術習得コース 研修参加者がAI、IoT、ロボット技術を製造現場に導入するために必要な知識や技術を習得し、現場で抱える技術課題を解決する
- (3) 分析技術習得コース センター開放機器等（地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験研究に係る機器及び設備の開放及び管理に関する規則（以下「機器等管理規則」という。）第2条に定める開放機器等をいう。以下同じ）を対象にして、製品開発や品質管理の高度化に資する一歩進んだ分析技術を習得する
- (4) 微生物検査手法習得コース 食品の品質管理に必要な微生物検査の知識や技術を習得する

(対象)

第3条 オーダーメイド型技術者育成事業の参加者（以下「研修参加者」という。）は、県内に事業所を有する企業等の技術者、研究者及び新たに事業開拓を行おうとする者（以下「研究者等」という。）であって、研修内容に関する基礎理論を理解している者を対象とする。

(研修の期間)

第4条 第2条に規定する研修コースに係る研修期間は、次の通りとする。

- (1) 課題解決手法習得コース及びAI・IoT・ロボット技術習得コース 3ヶ月、6ヶ月、9ヶ月又は12ヶ月
- (2) 分析技術習得コース 1日又は2日
- (3) 微生物検査手法習得コース 2日（連続する2日間でなくても可）

(参加申込み)

第5条 オーダーメイド型技術者育成事業に研究者等の参加を希望する企業又は個人（以下「参加企業等」という。）は、様式第1号による申込書を、研修開始予定日の7日前（土日祝日を除く）までに地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 前項の規定により申込みのあった研修の担当研究員（以下「担当研究員」という。）は、研修の内容について研修参加者と協議の上、課題解決手法習得コース及びAI・IoT・ロボット技術習得コースについては様式第2号による研修実施計画書を作成し、理事長に提出する。

(参加者の決定)

第6条 理事長は前条第1項による申込みがあったときは、研修参加者の受入れを決定する。

2 理事長は、前項の規定により受入れの決定をしたときは、前条第2項による研修実施計画書を添付して（分析技術習得コース、微生物検査手法習得コースを除く。）様式第3号による受入れ決定通知を行う。なお、分析技術習得コース、微生物検査手法習得コースについては、様式第3号のみで受入れ決定通知を行うものとする。

（研修参加費）

第7条 参加企業等は、研修参加者1人につき、次の研修参加費をセンターの請求に基づき支払わなければならない。

（1）課題解決手法習得コース及びA I ・ I o T ・ ロボット技術習得コース 1ヶ月当たり2,000円。ただし、研修期間が1ヶ月に満たない日数があるときは1ヶ月として算定するものとする。

（2）分析技術習得コース 1日当たり5,000円

（3）微生物検査手法習得コース 2日間10,000円

2 前項の研修参加費は、オーダーメイド型技術者育成事業の実施に必要な消耗品及び光熱水費に充てるものとする。

3 第1項の規定により支払われた研修参加費は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額又は一部を還付することができる。

（1）センターの責めに帰する理由によりオーダーメイド型技術者育成事業を中止したとき

（2）その他理事長が特別の理由があると認めたとき

（機器の使用料）

第8条 課題解決手法習得コース及びA I ・ I o T ・ ロボット技術習得コースの研修参加者が、オーダーメイド型技術者育成事業による研修の一環として、センター開放機器等を使用するときの当該開放機器等に係る使用料（機器等管理規則第14条の規定により算定する使用料をいう。以下「使用料」という。）の徴収は次のとおりとする。

（1）研修参加者が研修期間中に使用する開放機器等に係る使用料の累計額（以下「累計額」という。）が、当該オーダーメイド型技術者育成事業の研修期間に応じて、次の研修期間の区分ごとに定める額（以下「限度額」という。）の範囲内は徴収しないものとする。

ア 研修期間が3ヶ月の研修 限度額12,500円

イ 研修期間が6ヶ月の研修 限度額25,000円

ウ 研修期間が9ヶ月の研修 限度額37,500円

エ 研修期間が12ヶ月の研修 限度額50,000円

（2）使用料の累計額が前号に定める限度額を超える場合は、その限度額を超える額の使用料を徴収するものとする。

（研修期間の延長）

第9条 課題解決手法習得コース及びA I ・ I o T ・ ロボット技術習得コースの参加企業等はセンターと協議の上、研修期間を1ヶ月単位で延長することができるものとする。ただし、研修期間が12ヶ月を超える延長はできないものとする。

2 研修期間を延長しようとする参加企業等は、様式第4号による研修期間延長申込書を、研修期間が

満了する日の7日前までに理事長に提出するものとする。

- 3 担当研究員は、研修期間の延長により研修の変更内容について研修参加者と協議の上、様式第2号による研修実施変更計画書を作成し、理事長に提出するものとする。
- 4 理事長は第2項の規定による研修期間延長申込みがあったときは、研修期間の延長を決定することとし、前項による研修実施変更計画書を添付して様式第5号により通知するものとする。
- 5 参加企業等は、研修の延長期間分に相当する第7条第1項に定める研修参加費をセンターの請求に基づき支払わなければならない。
- 6 研修期間の延長が決定された場合において、前条第1号で定める使用料の限度額は、研修期間を延長する前の区分によるものとする。

(研修実施方法)

第10条 オーダーメイド型技術者育成事業は、センターの施設内で行うものとする。

(研修参加者の身分等)

第11条 オーダーメイド型技術者育成事業に参加するために参加企業等が派遣する研修参加者の身分は、参加企業等のままとし、参加企業等は研修期間中における研修参加者の給与、旅費、災害補償等の経費について、一切を負担するものとする。

(研修期間中の義務)

第12条 研修参加者は、オーダーメイド型技術者育成事業の参加期間中、理事長及び担当研究員の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第13条 理事長又は参加企業等は、オーダーメイド型技術者育成事業において知り得た一切の情報を秘密として扱い、相手方の事前の同意なしにそれらを第三者に開示しないものとする。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで、独自に開発したことが書面により立証できるもの

(損害賠償)

第14条 研修参加者の故意又は過失によりセンター又は第三者に損害を与えたときは、当該研修参加者の属する参加企業等がその損害を賠償しなければならない。

(成果の報告)

第15条 課題解決手法習得コース及びA I ・ I o T ・ ロボット技術習得コースの研修を実施した研究所の所長（以下「所長」という。）は、研修期間の中間時に研修参加者及び参加企業等の代表者等と研修の進捗状況について協議しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りではない。

(1) 研修期間が3ヶ月の研修

- 2 課題解決手法習得コース及びA I ・ I o T ・ ロボット技術習得コースの研修参加者は、研修の終了時に、所長が指示する方法により、その研修成果を参加企業等の代表者等及び所長に報告しなければならない。
- 3 参加企業等は、オーダーメイド型技術者育成事業（分析技術習得コース、微生物検査手法習得コースを除く。）を終了したときは、様式第6号による研修内容等を記載した研修報告書を理事長に提出するものとする。

(研修の中止)

第16条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、オーダーメイド型技術者育成事業を中止することができる。

- (1) オーダーメイド型技術者育成事業の実施により、センターの業務に重大な支障が生じる恐れがある場合
- (2) 天災その他やむをえない事由により、オーダーメイド型技術者育成事業の実施が困難となった場合
- (3) 参加企業等又は研修参加者がこの規則に違反した場合

(修了証書の交付)

第17条 理事長は、オーダーメイド型技術者育成事業を良好に修了した研修参加者に対して、様式第7号による修了証書を交付する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成23年8月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年8月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成25年5月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、改正前の地方独立行政法人鳥取県産業技術センター実践的産業人材育成事業実施規則（以下「旧規則」という。）第5条第1項の規定に基づく受入れ決定により現に行われている産業人材育成研修は、この規則第5条第1項の規定に基づき受入れを決定したものづくり人材育成塾とみなす。

3 旧規則第4条の規定により参加申込みしている研修であって、施行日においていまだ受入れを決定していないものについては、この規則第4条の規定により参加申込みしているものとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行前に旧規則の規定により行った処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定により行ったものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、施行日以降に第6条の規定により研修参加者の受け入れ決定をしたものづくり人材育成塾に適用し、施行日前から実施しているものづくり人材育成塾については、従前の例とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、改正前の地方独立行政法人鳥取県産業技術センターものづくり人材育成塾実施規則（以下「旧規則」という。）第6条の規定に基づく受入れ決定により現に行われている人材育成研修は、この規則第6条の規定に基づき受入れを決定したオーダーメイド型技術者育成事業とみなす。ただし、旧規則第5条の規定により参加申込みがあり、施行日以降に受入れを開始する「水産加工開発コース」については、「課題解決手法習得コース」に置き換えて実施するものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

オーダーメイド型技術者育成事業申込書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 様

(参加企業等の所在地)
(参加企業等の名称)
(代表者の職氏名)

印

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターオーダーメイド型技術者育成事業実施規則を承諾し、下記のとおり申し込みます。

記

1 コース

コース (希望コースに○)	内 容 (別紙募集コース一覧を参考にご記入ください)	
課題解決手法習得コース	取り組む課題	
	研修期間	ヶ月 (開始 年 月 日 ~ 終了 年 月 日)
AI・IoT・ロボット技術習得コース	取り組む課題	
	研修期間	ヶ月 (開始 年 月 日 ~ 終了 年 月 日)
分析技術習得コース	機器名及び習得する技術	
	研修期間	日 (開始 年 月 日 ~ 終了 年 月 日)
微生物検査手法習得コース	習得する技術	
	研修期間	2日 (実施日 : 年 月 日、 年 月 日)
センター担当研究員	(担当・氏名)	

2 参加希望者

参加希望者	職名	ふりがな 氏 名	
連絡先	企業名 及び 所属部署		
	住所	〒	
	連絡先	TEL () -	内 線
		FAX () -	担当者名
		E-mail	

オーダーメイド型技術者育成事業 研修実施（変更）計画書

担 当 _____

担当研究員 _____

コース名		
具体的課題名		
所属・職・氏名		
研修期間	〇月 (開始 年 月 日 ~ 終了 年 月 日)	
概要	1. 経緯、課題、目的 2. 内容 (1) ○○○○ (2) ○○○○ (3) ○○○○	
実施計画	月	実施内容
	○月	
	○月	
	○月	
	○月	

様式第3号

オーダーメイド型技術者育成事業 研修参加者決定通知書

番 号
年 月 日

(参加企業等の名称及び代表者の職 氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 (氏 名)

年 月 日付けで申し込みのあった、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターオーダーメイド型技術者育成事業について、下記のとおり受け入れを決定しましたので通知します。地方独立行政法人鳥取県産業技術センターオーダーメイド型技術者育成事業実施規則（以下「規則」という。）を遵守し実施してください。

記

- 1 研修参加者 (氏名)
- 2 研修コース名及び課題名
(研修コース及び課題名)
- 3 研修期間 ヶ月・日
(年 月 日から 年 月 日もしくは 年 月 日、 年 月 日)

- 4 研修実施計画 別紙の研修実施計画書とおり
(研修内容の概要を記載)

← 【課題解決手法習得コース及び
A I ・ I o T ・ ロ ボ ッ ト 技 術 習 得 コース】
← 【分析技術習得コース、微生物検査習得コース】

- 5 研修参加費 (参加費) 円

全期間分を別紙請求書のとおり請求しますので、お支払いください。

課題解決手法習得コース及びA I ・ I o T ・ ロ ボ ッ ト 技 術 習 得 コースにおいて規則第8条第1号に規定する開放機器等の使用料に係る限度額を超える場合、その超過分をご負担願います。

様式第4号

オーダーメイド型技術者育成事業 研修期間延長申込書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

理事長 様

(参加企業等の所在地)

(参加企業等の名称)

(代表者の職氏名)

印

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターオーダーメイド型技術者育成事業実施規則を承諾し、下記のとおり研修期間の延長を申し込みます。

記

1 研修の延長内容等

コース	内 容 (別紙募集コース一覧を参考にご記入ください)	
〇〇コース	課題名	
	研修参加者	
	当初研修期間	ケ月 (開始 年 月 日 ~ 終了 年 月 日)
	延長期間	ケ月 (開始 年 月 日 ~ 終了 年 月 日)
延長が必要な理由		

様式第5号

オーダーメイド型技術者育成事業 研修期間延長決定通知書

番 号
年 月 日

(参加企業等の名称及び代表者の職 氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 (氏 名)

年 月 日付けで申し込みのあった、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターオーダーメイド型技術者育成事業の研修期間の延長について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 研修参加者 (氏名)
- 2 研修コース名及び課題名
(研修コース及び課題名)
- 3 当初研修期間 ヶ月 (年 月 日から 年 月 日)
- 4 延長期間 ヶ月 (年 月 日から 年 月 日)
- 5 延長に伴う研修実施変更計画 別紙の研修実施変更計画書とおり
- 6 延長に係る研修参加費 (参加費) 円
延長に係る期間分を別紙請求書のとおり請求しますので、お支払い願います。

様式第6号

オーダーメイド型技術者育成事業 研修報告書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

理事長 様

(参加企業等の所在地)

(参加企業等の名称)

(代表者の職氏名)

印

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターオーダーメイド型技術者育成事業実施規則第15条の規定により、研修成果を報告します。

研修コース名	
課題名	
研修実施期間	年 月 日～ 年 月 日
所属・職・氏名	
研修内容の概要	
(研修内容の詳細) 1 背景および目的 2 研究方法 3 結果と考察 ※結果が判断できるデータを添付してください 4 まとめ 5 研修で得られたこと	

修了証書

(別記修了者) 様

研修内容 「 (研修内容) 」

あなたは、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターオーダーメイド型技術者育成事業 (研修コース名) を修了したことを証します。

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

理事長 (氏 名) 印